

# 占領期ドイツ西側地区及び

## 連邦共和国初期における非ナチ化問題

吉村 朋子

はじめに

連合国のドイツ占領の目的は、非軍事化、民主化と並び、非ナチ化および戦争犯罪人の処罰であった。主要な戦犯、ナチ犯罪者はニュルンベルク国際軍事法廷で、また一二の職業集団はアメリカの責任のもとで行われた継続裁判で裁かれ、さらに各地で連合軍による軍事裁判等、刑法上の追及が進められた。これらと異なり、刑法上の罪ではなくナチ体制の支持やナチ党・関連組織への加盟の責任を問い、ナチズムに何らかの形で関わったすべてのドイツ人を対象にしたのが非ナチ化である。

49  
非ナチ化は、占領開始時に連合国側に統一的指針が欠如していたため、それぞれの占領地区で異なって実施されるのは避けられなかった。また連合国の中枢である管理理事会から

各占領地区の軍政府、やがてはドイツ官庁に至るまで様々なレベルで関連法令が出され、それらがしばしば矛盾することもあったため、非ナチ化を全体として把握するのは難しい。敢えてその特徴を簡潔に述べるならば、西側占領地区では、非ナチ化を最重要課題の一つとしてモラル上の厳格主義をもつて熱心に行ったアメリカの構想にほぼ沿って実施され、イギリス・フランス両占領地区では、アメリカ占領地区のやり方がやや遅れてより穏健な形で、機能エリートの変替という目的で実務的に行われた。一方ソ連占領地区の非ナチ化は、ソ連を雛型とした社会主義秩序を構築するための手段でもあり、西側と比較すると徹底的かつ迅速に実施された、といえよう。

本稿は、西側占領地区及び連邦共和国における非ナチ化の経過を踏まえ、それが社会に与えた影響について論じるものである。まず一において、連合国の構想に基づいて始められ

た非ナチ化政策が、やがてドイツの当局に委譲され、次第に収束に向かう過程を捉える。その際、西側の非ナチ化政策の牽引役であったアメリカとその占領地区の展開が中心になることを御了承願いたい。続いて二では、非ナチ化にドイツ人がどのように反応したのか、世論調査結果等を用いて明らかにするとともに、ドイツ社会に大きな影響力を持つ教会関係者の非ナチ化に対する反応や、非ナチ化の現場での担い手を多く輩出した政党の動きを取り上げる。三では、州単位で実施されていた非ナチ化を敢えて連邦レベルで統一的に終了させようと試みた、連邦議会での議論を取り上げ、最終的に、非ナチ化というテーマがどのような問題を孕んでいるのか、検討したい。

## 一 非ナチ化政策の経過

### 占領権力による非ナチ化

ドイツ第三帝国のソ連侵攻とアメリカへの宣戦布告により、一九四一年以降、英米ソ三カ国は、共同で対独政策を展開し始める。四三年一〇月のモスクワ外相会議ではドイツの無条件降伏という要求が確認され、ドイツ国民の非軍事化、非ナチ化、民主化が焦眉の課題であるとされた。四四年末にはフランスも協議に加わり、これら四カ国によるドイツ占領統治が決定した。四五年二月に開かれたヤルタ会談を総括し米英ソ首脳により出された共同コミュニケは、「ドイツの軍国主義

とナチズムを撲滅し、ドイツが世界平和を二度と攪乱できないよう保障することは、我々の不屈の意思である。我々は：ナチ党、ナチ的法律・組織・諸制度を根絶し、ナチや軍国主義のあらゆる影響を公的機関やドイツ人の文化生活・経済生活から除去し、将来の世界平和と安全に必要な措置を共同で講ずることを決定した。」<sup>2)</sup>ここではナチや軍国主義的な影響力について具体的には定義されていないが、ナチズムをドイツ社会から一掃するために徹底的な人的・構造的変革をも視野に入れていくことが明らかである。四五年七月一七日から八月二日にわたって開かれた英米ソ三カ国首脳によるポツダム会談では、「名目以上にその活動に参加したナチ党員全員、その他連合国の目的に敵対的な人物は、公職および準公職、重要な私企業の責任ある地位から追放される。こうした人物は、真に民主主義的なドイツの諸制度の展開に協力できる政治的・道徳的資質を持つ者と交替させねばならない。」<sup>3)</sup>という協定が締結された。しかし連合軍によるドイツ占領が既に始まっていたにもかかわらず、非ナチ化を専門とする機関は設置されず、当面は軍の責任において遂行された。

まだ占領地区や各軍政府が定まらない時期には、連合国のドイツ進軍とともに、四四年一〇月に連合国遠征軍最高司令部が発表した即刻逮捕対象者リスト<sup>4)</sup>に基づき、ドイツ各地で主要ナチ等の拘束・強制収容が行われた。この措置によって空いた指導的ポストには、連合国側が作成した「ホワイトリスト」を手がかりに、民主主義的なドイツの再建により相応

しい人物が充てられた。<sup>5</sup>

しかし非ナチ化に関する具体的な統一的指針は翌年になるまで提示されず、その間の非ナチ化が各占領地区で独自に実施されるのは必至であった。西側占領地区において最も熱心に非ナチ化に取り組んだのはアメリカである。本国も戦争を通じて荒廃していた英仏には、占領地区の住民の自給能力を高めることのほうが、政治的な実験ともいえる非ナチ化より切実な問題であった。したがって両占領地区の非ナチ化は、指導者層の交替と行政機能の効率化を目標に実務的に行われた。

西側占領地区における非ナチ化では、アメリカのやり方がひとつの基準となっていた。四五年七月七日に発令された欧州米軍最高司令部指令は、強制解雇の対象者を帝国官吏法公布の一九三七年五月一日以前にナチ党に加入した全黨員と規定し、<sup>6</sup>またこの指令に基づいて非ナチ化を実施するための基盤を固めるため、質問票制度が導入された。公職への就職希望者および元の職場への復帰を望む者は、職歴、社会的・政治的経歴などに関する一三項目の質問からなる質問票への記入を義務付けられた。<sup>7</sup>提出された質問票は管轄の軍政府特別局で入念に審査され、無条件解雇から雇用推奨まで五つのレベルに分類された。同年九月二六日の米軍政府第八号は、非ナチ化を経済の領域にも拡大した。四六年三月までに一三九万部の質問票のうち一二六万部が審査され、公職就業者約一四万人、商工業従事者約六万八千人が解雇、約五万人の公

務員志望者、二万三千人の企業就職希望者が雇用不可となった。<sup>8</sup>このように対象者範囲を広げすぎたやり方は、既に四五年末頃にはもう維持できないことが明らかになった。これほどの規模の欠員を埋められる代替要員は動員できず、公職はおろか社会全体の機能不全をもたらしかねなかったからである。<sup>9</sup>

一方、全占領地区に適用可能な非ナチ化の統一的指針はいずれの占領権力も切願するところであり、ベルリンの管理理事会での数ヶ月間の協議を経て、四六年一月一二日、連合国管理理事会指令第二四号が発せられた。名目以上のナチと連合国の目的に敵対的な人物を公職・準公職および私企業的重要な地位から追放するためのこの指令は概ね欧州米軍最高司令部指令に沿ったもので、名目以上のナチを「地方からライヒのレベルに至るまでのナチ党とその関連組織において役職を担っていたか、または別の方法で積極的に活動した者、迫害や弾圧に賛同して関わったり指示した者、確信的なナチズム支持者であることを認められた者、自らの意思でナチ党に何らかの方法で政治的援助や道徳的・物質的支援を認めた者」と定義した。<sup>10</sup>しかしながらこの指令も、非ナチ化をドイツ全土で統一することはできなかった。

### ドイツ人による非ナチ化

アメリカ占領地区では、行政再建のためには元ナチの動員が必要であると主張したバイエルン州首相が辞任を余儀なく

され、四五年九月末、軍政府はその後任に非ナチ化を重視する社会民主党（SPD）員のヴィルヘルム・ヘーグナーを任命した。新政府では非ナチ化に関わる問題全体を扱う機関として特務省が新たに設けられ、共産党員のハインリヒ・シュミットが特務大臣に任命された。その間、軍政府法令第八号の問題——ナチ黨員もしくは関連組織の構成員か否かのみが基準となっていた——を認めた軍政府は、真のナチとそれ以外の人々とを区別するため、各郡・市に非ナチ化（のための調査）委員会を設置した。これをもって、ドイツ人の非ナチ化への関与が始まったのである。ヘーグナーから各地の非ナチ化委員会の活動を調整するための法案作成を委託されたシュミットは、一月半ばの州閣議上で自らの案を報告した。シュミット案の狙いは、指導者層の交替と、他方で個々人の罪を正当に審査し、償わせることで、社会復帰の道を開くことだった。結果的にこの法案は採択されなかったが、法の適用対象者を個別に審査し、活動の積極度によってグループ分けし、処罰する点、全住民の登録が基礎となる点、判定に不服がある場合には上訴が可能な点など、後の「解放令」の礎を築いたといえよう。

バイエルン内閣では法案作成の討議が続き、シュミット案を修正しさらに刑事上の責任を有する者も適用対象者に含めた案がバイエルン州の法案として閣議で認められ、承認を求めて軍政府に提出された。アメリカ占領地区では、州を越えた問題を占領権力の政策方針に沿って共同で解決するために、

軍政府の提案により占領地区の州首相らで構成される州協議会が一月初旬に設置されており、ドイツ人自らがナチズムと軍国主義からの解放を引き受けることがドイツ人のためになる、との軍政府副長官クレイの要請により、各州政府がそのための非ナチ化法案を作成することになった。ここで、一定の日付や党籍を基準とした図式的な措置や様々な指令による非統一性など従来の軍政府による非ナチ化への批判から、占領地区全体のための指針を各州が共同で作成することが提案され、一月中旬に非ナチ化法案専門委員会が結成され、バイエルン案を中心に法案が練られていった。一方、その間に発令された管理理事会指令第二四号は、党籍の有無や一九三七年という入党の日付を非ナチ化の基準としていたので、ドイツ側の代表者には受け入れがたかったが、無論アメリカ占領地区に対しても拘束力があつたため、指令の規定も考慮しなくてはならなかった。軍政府と各州政府代表者との間で交渉が続けられた結果、「ナチズムと軍国主義からの解放のための法律（以下、解放令）」が州法として成立、同日公布された。

軍政府の監視は引き続き行われたが、解放令によって非ナチ化実施の権限はドイツ人側に委譲されることになった。解放令はその第二条で、従来の非ナチ化との根本的な違いを明らかにしている。第一項「個々人の判定は、個々の責任と実際の総合的態度を公正に吟味して行われる」、第二項「ナチ党やその他の組織への所属といった外面的指標だけでは責任

の程度を定めるには決定的ではない。それらは総合的態度に  
関する重要な証拠ではあるが、反証によっては覆されうるも  
のである。逆に、所屬の事実がないだけでは、責任追及を免  
れない。<sup>(16)</sup> 占領地区在住で一八歳以上の住民全員が申告用紙提  
出を義務付けられ、<sup>(17)</sup> 申告用紙は法律によって設置された非ナ  
チ化審査機関の公訴人によって第一級から第五級までのグ  
ループか、あるいは法律の適用対象外かに暫定的に分類され、  
いずれかのグループに分類された者は審査機関での手続を待  
つことになった。手続は、公訴人による論告、本人尋問、証  
人尋問の手順で行われ、審査機関が対象者をいずれかのグ  
ループに正式に分類し、判定（判決）において相応しい制裁  
措置（処罰）が言渡された。非ナチ化審査機関はいわば参審  
制度をもつ素人裁判所であったが、控訴審では判事資格のあ  
る法律家が裁判長を務める必要があった。<sup>(18)</sup>

解放令は、「官僚主義的な途方もない手続き」<sup>(19)</sup>を生み出した。  
申告用紙のチェックの結果、法律作成者の予想を大きく上回  
り、いわば四分の一の住民が残りの四分の三によって判定さ  
れるような規模となった。<sup>(20)</sup> 最も多忙を極めた時期、アメリカ  
占領地区全体で五四五の非ナチ化審査機関が設置されており、  
二万二千人以上の職員が業務に携わったという。審査機関の  
専任スタッフは、認可された民主主義政党の推薦に基づいて  
特務大臣から任命された。だが、非ナチ化審査に適した人材  
の動員は困難を極めた。初期の非ナチ化審査機関は政党所属  
者の占める割合が高かったが、後述するように、彼らはやが

て非ナチ化から距離を置くようになる。非ナチ化に情熱を傾  
けるようなドイツ人はもとよりわずかであり、さらに控訴審  
での裁判長や公訴人として職務を果たせるような政治的に汚  
点のない法律家は稀で、適任者がいたとしても、多くは非ナ  
チ化に関わるよりも、今や彼らにも門戸の開かれた安定した  
司法職に就くことを選んだのである。<sup>(21)</sup> 四六年九月に開かれた  
州協議会では各州の特務大臣によって解放令施行後第一回目  
の総括が行われたが、いずれの州からも専任スタッフの不足  
が報告された。そのため同年一月に「アメリカ占領地区に  
おける非ナチ化への協力義務に関する法律」が公布され、特  
務大臣は役所その他の機関から非ナチ化審査機関スタッフに  
適した人材を任意に指名できる権限を得た。この法律はとり  
わけ法律家の動員を目的としており、ドイツ人の間では「誘  
拐法」と囁かれていたという。だが多くの者が義務を逃れよ  
うと試みたため、効果は殆ど表れなかった。<sup>(22)</sup>

こうした中、解放令適用対象者そのものの範囲を狭めるた  
めの提案が、軍政府から州協議会に出された。主に第三級以  
下の罪の軽いケースを対象に、四六年八月に青少年特赦、四  
七年二月にクリスマス特赦が発表され、その結果、四九年ま  
でに約二八〇万件の手続が中止されることになった。解放令  
の適用対象者の多くは、非ナチ化審査機関と何ら関わりを持  
たずに済んだのである。<sup>(23)</sup>

解放令施行以降山積している非ナチ化実施上の問題につい  
て、州協議会の非ナチ化委員会で議論が重ねられた。解放令

は、暫定的に第一級および第二級に分類された者、さらにそれ以外でナチ黨員または関連組織のメンバーだった者に対し、非ナチ化手続を正式に終えるまでの職業活動の制限を課したので、委員会は大勢の「小物」のナチをより早く社会復帰させるために、また彼らの中から非ナチ化審査への協力者を獲得できればとの期待もあり、より罪の軽いケースを優先的に審査する必要性を訴えつづけた。軍政府はあくまで「大物」の処罰と有責の基準としての党籍の有無に固執していたが、遅延として進まない非ナチ化の迅速化のために、軍政府側でもやがて解放令の改正が検討され始めた。

一方、ドイツを取り巻く情勢の変化は、非ナチ化政策をはじめアメリカの対独占領政策を根本的に変化させていった。ドイツを経済上単一とする当初の連合国間の合意はもはや達成しえないことが明白なため、アメリカとイギリスは、ドイツ東部と比較して圧倒的な工業地域を抱えたドイツ西部を連合国の財政支援から自立させるために、両国の占領地区を経済的に統合することを決定し、四七年初めに米英経済合同地区「ビツォーネ」が発足した。米国議会の委任でドイツの経済状況を調べた調査委員会は、アメリカ型の大規模な非ナチ化がドイツ経済の再建とドイツの民主化を阻んでいる、と報告した<sup>(24)</sup>。さらにアメリカの非ナチ化政策に決定的な影響を及ぼしたのは、東西対立の顕現化であった。同年春に開催されたモスクワ外相会談が失敗に終わると、アメリカでは西側占領地区を経済的・政治的パートナーとして獲得しようとの主

張が有力になり、優先すべき政策がナチの処罰から復興と民主化へと完全にシフトしたのである。

このような情勢の急激な変化の中、クレイ將軍は、本国で非ナチ化に関する議論を引き起こさずに解放令規定の緩和を実現させた。特務大臣らが作成した改正案はクレイ將軍の承認を得て、四七年一〇月に第一回解放令改正が実施された。それにより、重要でない職務に就いていた者は罰金等の制裁措置を課されることにより職業活動の制限を免れることになり、また「有罪者」に分類された場合でも、国際軍事法廷が認定した犯罪的組織に所属していない場合は、「同調者」となることが可能になった<sup>(25)</sup>。だが皮肉なことに、職業活動の制限が緩和された時には、「同調者」に対する手続は既にほぼ終了していた。

四八年二月にソ連占領地区において翌月の非ナチ化終了が公式に宣言されたことを受け、西側占領地区においても非ナチ化の早期終了を望む勢いが増していった。同年三月には第二回解放令改正が突如実施され、一部の例を除き「有罪者」全員が迅速手続によって「同調者」グループに分類されることになり、また職業活動の制限は既決の「重罪者」に限られることになった<sup>(26)</sup>。同年秋には軍政府による非ナチ化の監視も廃止された。かつて実施された厳しい大量解雇の残骸を維持しようとしつづけた軍政府の監視はドイツ人が求めた「小物」の社会復帰を再三妨げ、罪の重いケースの審理引き延ばしにもはたっていたのだが、非ナチ化が完全に特務大臣の裁量

に委ねられた今、非ナチ化を終了させるとすれば、それはまだ手続を済ませていない「大物」に好都合なだけだったのである。

## 二 非ナチ化に対するドイツ人のリアクション

非ナチ化と並行して、一九四五年十一月から翌四六年一月にかけてナチ党、国家、軍、経済界の指導者二四名に対して開かれたニュルンベルク国際軍事裁判について、当時アメリカ占領地区で行われた世論調査によると、実に八割近いドイツ人が、裁判を公正なものと評価している<sup>(27)</sup>。しかしながら、この調査結果を住民のナチズムに対する責任の自覚やナチズムそのものへの評価と直結させてはならない。ナチズムの善悪を問う調査では、「ナチズムは良い理念だったが、その実践が悪かった」との回答が、四五年一月から翌年一二月に平均四七パーセントを占めていた<sup>(28)</sup>。第三帝国の指導者たちが裁かれるのを心から望む一方で、戦争やホロコーストに対する罪の意識は、一般国民には殆どなかった。ニュルンベルク裁判が終了した直後のアンケートでは、アメリカ占領地区の大半の住民（九二パーセント）が、戦争に対するドイツ人の集団責任を否定した<sup>(29)</sup>。彼らにとってそれらの責任は国の指導者層のものであり、自分たちとは関係がないものだったのである。したがって、戦犯裁判と異なって個人々の身に直接降りかかった非ナチ化がドイツ社会に与えたインパクトは非常

に大きかった。

占領期を通じた世論調査を総括すると、過半数のドイツ人（六割以上）は非ナチ化の理念には賛同している。だがその実践に対する満足度は、四五年一月には五〇パーセント、四六年三月の五七パーセントをピークに、同年一二月に三四パーセント、四七年九月に三二パーセント、四九年五月に一七パーセントと減少の一途をたどった。最も多く挙げられた批判は、「小物」のナチが「大物」よりも厳しい処遇を受けたということであった。解放令に基づくドイツ人による非ナチ化については、施行後まもなく実施された住民アンケートによると、三割強の住民が、解放令によって個別の審査・処罰が導入され、非ナチ化はより良く実施されるだろう、と解放令をポジティブに捉えているが、実施の主体がドイツ人に移ったことについては批判的な意見も多い<sup>(30)</sup>。

非ナチ化手続の際、住民の間では、強固な地域のネットワークにより、より下位の判定を得るために地域住民同士のかばい合いが頻繁に行われていた<sup>(31)</sup>。知人や隣近所、職場の同僚らによって、非ナチ化手続を受ける者の罪を軽減させるために、その人物が非政治的な人間であることや潔白であることを証言した「ペルジール証明書」がすすんで提示されたのである。そこでは、その人物の申し分のない生活態度が前面に押し出される一方、ナチ関連組織における役職など政治的活動の事実は握りつぶされていた。住民たちは、あたかもドイツからナチがいなくなった、あるいは誰もともと本気でナチスで

はなかつたかのように振舞つたのだつた。<sup>(22)</sup>

### 教会関係者の反応

早い段階から非ナチ化を激しく非難したのは、教会関係者であつた。既に一九四五年七月に、バイエルンのプロテスタント、カトリック両教会は、軍政府に宛て共同で、軍政府による画一的な非ナチ化―大量解雇やあらゆるナチの十把一絡げな捉え方―に反対している。解放令公布後の四六年四月二六日には、プロテスタント教会のテオフィール・ヴルム監督が、やはりアメリカ軍政府に宛てた文書で、解放令に対する激しい抗議を表明した。『ナチズムと軍国主義からの解放のための法律』によって新たな罪と新たな不正が生じるのなら、黙つてはいられない。我々は、法律全体の基本的な解釈に異議を唱える。』解放令の規定に基づく非ナチ化手続は、ナチ体制下では法に適つていた行為や心的態度を処罰するが、それは明らかに法の原則である罪刑法定主義に反するし、さらに立証責任が起訴された側にあるというのはドイツ司法の伝統と相容れず、「普遍的な正義感」にも反する。唯一「本気の抵抗」をした教会としては、そのような法律を支持することはできない。「人間の支配機関が、神の法にしたがつてのみ不正とみなされたものを処罰する」のを、我々教会は承認できない。<sup>(23)</sup>

これは数百万の元ナチの気持ちを代弁したものであつた。注目すべきは、プロテスタント教会が、図式的な非ナチ化の

基準を緩和するよう要求したのではなく、包括的な肅清の正当性と必要性そのものに徹底的に反論したことである。さらに、のち四八年二月には、ナチ時代に告白教会の指導者として投獄され、戦後はプロテスタント教会の復興に尽力したマルティン・ニーメラー指導下のヘッセンとナッサウの教会指導部が、非ナチ化政策全体に対するボイコットを呼びかけた。同地区のプロテスタント教会指導部は、説教の際に教区民と牧師に、公訴人としてあるいは有罪の証言をする証人として活動しないよう促した。非ナチ化は、我々の後ろにある恐怖の時代を思い起こさせる、というのであつた。<sup>(24)</sup> 無論、ヘッセン・ナッサウの声明は軍政府と特務省の反論を引き起こしたが、<sup>(25)</sup> 軍政府にさらなる法改正を検討する契機を与えたとともに、「非ナチ化は完全に信用を失つた」とみなしその早期終了を求める人々にとつて、追い風としてはたらいだ。

また、教会は「ペルジール証明書」の重要な発行者でもあつた。重罪のナチの場合ですら、その人物がナチ時代に教会に属していた限り、救いの手をさしのべたのである。多くの州では、第三帝国期に公式のキリスト教徒であつたことが、非ナチ化審査の際により下位の判定を得るためのひとつの要素をなした。ナチ体制下迫害されていた教会関係者がナチ体制崩壊後あるいは非ナチ化の推進力になりうるのでは、との初期の軍政府の期待は、しかし、このようないち早い非ナチ化非難でもって消え失せたのだつた。



	裁判長			陪席判事		公訴人			州議会選挙得票率
	1946年	1946年	1947年	1946年	1947年	1946年	1946年	1947年	1946年
	4月	11月	12月	11月	12月	4月	11月	12月	12月
CSU	35	35	18	32	32	25	22	13	52
FDP, WAV, BP	2	3	6	6	7	1	3	3	13
SPD	21	28	28	32	37	21	34	35	29
KPD	—	7	5	28	17	5	14	8	6
労働組合	3	—	1	—	1	—	—	1	—
無所属	17	28	42	2	6	17	28	39	—
不明	22	—	—	—	—	30	—	—	—
絶対数 (人)	233	356	526	3,409	3,126	224	346	455	

絶対数以外は (%)

表 バイエルン州の非ナチ化審査機関におけるスタッフの所属政党別割合

(出典: Lutz Niethammer, *Die Mitläuferfabrik. Die Entnazifizierung am Beispiel Bayerns*, Berlin, Bonn 1982, S.526.)

## 政党

この意味において、非ナチ化への関与に最も適していると思われたのが、占領政府の認可を得て戦後新たに結成された政党であった。軍政府の見解によると、ナチの追放はその政敵によって行われるのが最も確実であり、したがって非ナチ化審査機関のスタッフは法律の専門家ではなく政党の代表者で構成されるのが望ましかった。

だが認可を受けた民主主義政党といえ、その非ナチ化観は、ナチ体制下において各抵抗運動グループが戦後構想として描いていたものと同様に、初めからそれぞれかなり異なっていた。敢えて大別するならば、左翼政党とブルジョワ政党とに分けられるだろう。左翼の非ナチ化観は、非ナチ化の政治的・革命的側面を前面に押し出したものだった。ナチズムを資本主義の支配と捉えた共産党(KPD)にとって、非ナチ化の成功とは社会的変革によって最終的に共産主義体制を創り出すことであり、そのためには組織内の地位や階級ではなく社会的な地位からみた「大物」ナチを「小物」と区別して扱うことを原則とした。より穏健な社会民主党は、社会主義化と非ナチ化の関連を認めつつも、非ナチ化の目的はナチの指導者やナチズム擁護者を公的・経済的・文化的生活から排除し相応の処罰を課すことにより政治的に無力にすることとした。<sup>(38)</sup>

他方、ブルジョワ政党の目指すところは、社会秩序の変革ではなく法治国家の再生産であり、それこそが民主主義の基盤をなすものであった。彼らの考える非ナチ化は、刑法上の

不法行為に対し正規の法的手続において判決を下すことのみ  
に限定され、多数の元ナチ支持者は新たな民主主義のために  
獲得すべきとされた。<sup>(39)</sup>元ナチや「同調者」に新たな支持基盤  
を見出し、その利益の代表者となる傾向は、右傾化すればす  
るほど際立った。とりわけ大量の「小物」の動向は、どの政  
党にとっても無視できないものであった。

非ナチ化審査機関は偏った編成を禁じられ、全ての政党か  
らの代表者で構成される予定であったが、非ナチ化の全過程  
を通じて、政党とその政策の影響から逃れることはできな  
かった。

政党は、非ナチ化審査機関を代表する立場にある裁判長や  
法の適用対象者を追及する公訴人に身内を就けることで、あ  
るいは支持率に影響するのではないかと懸念し、これらの  
役職に所属政党の黨員を推薦するのを躊躇した。<sup>(40)</sup>特に四七年  
以降、諸政党は次第に非ナチ化から距離を置くようになって  
いった。初期は多くが政党所属者で占められていた非ナチ化  
審査機関は、やがてその構成に変化が生じ、とりわけ裁判長  
と公訴人でその傾向が顕著であった。例えばバイエルン州で  
は、一九四六年末から一九四九年春までに、政党公認の裁判  
長の割合は全体の四分の三から四分の一に、公訴人の場合は  
同じく四分の三から五分の二にまで減少しており、四八年初  
め以降は、どの役職においても無党派が多数派を占めた。<sup>(41)</sup>政  
党内、後期の非ナチ化審査機関の柱となったのは、社会民  
主黨員であった。その他の政党はいずれも、非ナチ化専任ス

タッフを進んで提供しようとはしなかった。だが、ブルジョ  
ワ政党らは、裁判長や公訴人ほどは目立たない陪席判事を提  
供することによって、判定への影響力を維持したのである。

非ナチ化プログラム全体に対するドイツ人の不満が露にな  
る中、さらに非ナチ化審査機関でなされた判定が、法律家の  
多い控訴審でいとも容易く修正されるケースが相次いだこと  
により、当初は自らに課された政治的任務に情熱を注いでい  
た非ナチ化審査機関のドイツ人スタッフたちも、多くは地域  
社会で孤立し、嫌がらせを受けたりするうちに次第に意欲を  
失っていった。<sup>(42)</sup>非ナチ化職務開始時には「非ナチ化プログラ  
ムが終了した暁には当然それなりに取り計らう」と約束され  
たはずが、何の保障もないと分かったいまや、非ナチ化スタッ  
フの将来に対する不安は深刻だった。ただでさえ担い手を見  
つけるのが困難な専任スタッフが離職するのを阻止するため、  
バイエルン州では四八年三月、彼らに公職や私企業での雇用  
機会を保障する法律が公布された。だがいざ彼らが実際にそ  
の権利を主張する時になると、非ナチ化を行う立場だった  
人々よりも非ナチ化を済ませた人々のほうが、職場で好意的  
に迎えられるのだった。<sup>(43)</sup>

非ナチ化もそろそろ収束に向かいつつあった四八年八月に  
行われた非ナチ化に関する世論調査では、最も多い意見は「非  
ナチ化は必要不可欠だったが誤って実施された」(三九パーセ  
ント)で、次いで「必要でなかったし実施も誤っていた」(三  
一パーセント)、「欠陥は多かったが概ねその目的を達成した」

(二〇パーセント) という結果になった。<sup>(4)</sup>

### 三 非ナチ化終了に向けて

ドイツ連邦共和国初代首相アデナウアーは、一九四九年九月二〇日の首相就任演説で、次のように述べた。

「非ナチ化によって、多くの不幸と災禍がもたらされました。ナチ時代の犯罪について真に責任を負う者は、あらゆる厳しさでもって処罰されなければなりません。ドイツの人々をふたつの部類、すなわち政治的に非難の余地のない人々とそうでない人々とに分ける、こうした区別はできるだけ早くなくさなければなりません。」<sup>(5)</sup>

非ナチ化問題をできるだけ早急に処理することは差し迫った課題のひとつである、という見解は連邦議会も認めるところであった。尤も非ナチ化は占領地区レベル、州レベルで実施されており、四九年末以降は次第に州ごとに非ナチ化終了法令が發布され、あるいはその準備がすすめてられていった。各州の法令による終了が事実上最も容易である、と多くの関係者が認識する一方で、連邦議会では、連邦レベルでの非ナチ化終了の必要性が主張された。主唱者は連立与党の少数派である中道・右翼の自由民主党(FDP)とドイツ党(DP)であり、そうすることで自らの党の特色を明確にしようと試みたのである。彼らはそれぞれ独自の法案を連邦議会に提示して協議に持ち込み、非ナチ化を「国民的な不幸」「現代の

魔女狩り」などと呼んで本来の意図をも否定し、与党多数派のキリスト教民主同盟(CDU)・キリスト教社会同盟(CSU)、SPDと決定的に対立した。

当然のことながら、各政党の主張は、それぞれの党の戦略を反映したものであった。特に一九五〇年秋に控えた一連の州議会議員選挙のために、選挙人のリクルートが各政党にとつての関心事であった。

与党多数派政党も非ナチ化に終止符を打つことには異論がなかったが、急進派とは異なって包括的な政治的浄化の必然性を認めており、また次第に元ナチが社会に復帰している現状に鑑みて、「再ナチ化」への警鐘も鳴らした。ドイツ国民の大半は「誤って」ナチズムを肯定し、または利欲から、目が眩んで、「純粹な理想主義から」体制に協力したのであり、ゆえに責任を自覚していない、「個人としては無害な人々の集団」である(SP<sub>D</sub>)<sup>(6)</sup>。CDU・CSUもSPDも、数百万に上る「同調者」の獲得をねらっていたが、選挙戦略のためだけでなく、非ナチ化を済ませた多数の人々にいつまでも権利等の制限を課すことで、新しい憲法秩序の安定が損なわれるのでは、という危惧(CDU・CSU)からも、「同調者」の統合を支持した。

一九五〇年九月初旬以降、非ナチ化に纏わる問題は、憲法擁護委員会で扱われることになった。そこでの第一回討議において、FDPとDPの代表は、国家主義的な語気を強めた発言とともに、連邦法による非ナチ化終了を主張し、多数派

の反論を招いた。委員会では、右翼が強硬に要求する連邦法ではなく、それに代わって、非ナチ化を連邦レベルで統一的に終了するための「勧告」が検討され始めた。FDPは「非ナチ化審査の申立は一九五一年一月一日以後行われてはならない」とし、それによって早期終了を実現させようという指針を打ち出したが、適用対象と時期に関して、多数派の意見と相容れなかった。ただでさえ非ナチ化の現場ではより下位の等級への組み入れが進められており、第一級・第二級対象者の範囲が縮小しつつあるのに、「同調者」が受けるような慈悲を彼らにも与えるのは避けたかったのである。

委員会での討議を経て一〇月に連邦議会に提出された勧告は、CDU・CSUとSPDの合意で決議されたものだった。FDPらの主張との根本的な違いは、五一年一月一日以後の非ナチ化手続停止の対象を第三級から第五級に限定したことである。よって、「重罪者」「有罪者」に対する係属中の手続は引き続き進められる。他方で「軽罪者」「同調者」に課されてきた諸制限は五一年七月までに廃止するなど、負担の軽減が提案された。<sup>(18)</sup> それに対してFDPは、第一級・第二級を勧告の対象にするよう繰り返し要求し、その他右翼勢力もこれに同調したため、勧告は再度委員会に差し戻して議論されることになった。

およそ二か月後の一九五〇年一月中旬、CDU・CSUとSPDが多数派を占める連邦議会は、委員会の勧告を可決した。最終的に提出されたこの勧告には、FDPらの要求は

汲まれていなかった。

非ナチ化の統一的終了をめぐる連邦議会での一連の議論から明らかになったのは、非ナチ化が政党にとって依然としてアクチュアルな問題である、ということである。州レベルで実施されていた非ナチ化は次第に停止されていたし、実際に例えば旧アメリカ占領地区では、勧告以前に全ての州で終了法が公布されていた。<sup>(19)</sup> 連邦レベルの統一的終了の指示なくしても、いずれ終了を迎えただろう。それにもかかわらず活発に議論されたのは、政党がその支持者に訴えるには恰好の題材であったからである。事実、急進右翼とともに従来の非ナチ化を抜き下ろし、連邦法による非ナチ化の終了を要求したFDPは、最終的には多数派に受け入れられなかったものの、一九五〇年夏から秋にかけての州議会議員選挙戦において、かなりの成功を収めた。<sup>(20)</sup> 非ナチ化というテーマにおいては、少数の急進派が多弁であり、勢い付きやすいことも明らかとなった。

また、連立政府を形成した政党のうち、少数派のFDPとDP、それに対して多数派のCDU・CSUとSPDが団結した構図があるが、前者が第一級・第二級のためにこの問題に打ち込んだ頑なさ、注目すべきであろう。というのは、それらの該当者は、非ナチ化対象者全体の中ではごく小さな集団だったからである。統計によると、西側地区で実施された約三六六万件の非ナチ化手続のうち、一九五〇年までに第一級もしくは第二級に分類されたのは、全体の一パーセント

にも満たない二万五千人弱である<sup>(51)</sup>。一方、第三級(「軽罪者」)は二万五千人、第四級(「同調者」)は百万人以上にのぼった。選挙人の獲得という観点からすると、CDU・CSUとSPDが圧倒的多数を占める同調者らを狙っていたのは、理解し易い。その点、第一級・第二級はFDP、DPといった小政党にとつてのみ関心事であった。彼らは、罪の重いグループに分類された官僚や軍人、経済界のエリートのような中・上流市民層を自分たちの生来の支持者とみなしたため、非ナチ化の打ち切りやさらなる特赦によって彼らに利が及ぶよう努めたのだ<sup>(52)</sup>。

勧告可決翌日、フランクフルター・アルゲマイネ紙は、「解放令からの解放」という表題で、社説を論じている<sup>(53)</sup>。世論は勧告を、大きな安堵とともに受け入れた。非ナチ化がいかに忌み嫌われていたかは、次の事例が示してくれよう。ドイツ北西部のニーダーザクセン州、ホルツミンデン郡のとある自治体の公式行事において、一九五一年一〇月、全六〇〇件分の非ナチ化関係文書が、ガス工場の炉で焼却されたのである<sup>(54)</sup>。

一九四八年に西側占領地区住民を対象に実施された非ナチ化に関するアンケートと同様の質問を五三年一一月に連邦共和国の住民に対して行ったところ、世論の変化が明らかに<sup>(55)</sup>な<sup>(56)</sup>った。割合の高い順に、「非ナチ化は必要でなかったし、実施も誤っていた」(二六パーセント)、「非ナチ化は必要だったが、その実施が誤っていた」(二三パーセント)、「非ナチ化は占領権力による嫌がらせに過ぎない」(二四パーセント)

と、その理念は概ね支持されていた占領期と異なり、既に終了した非ナチ化に対する住民の批判的な見方がより色濃く打ち出された結果となった。

#### 四 その後、連邦共和国では―むすびにかえて

元ナチの復権と新体制への統合は、既に一九四八年末には完了していた<sup>(57)</sup>という。アメリカ軍政府の統計によると、その頃バイエルン州政府の公務員の四一。五パーセントが、何らかの「ナチの汚点」を持っており、そのうち五分の二は一貫して職場に留まった者、残りの五分の三は、非ナチ化手続を経て再び雇用された者であった<sup>(58)</sup>。

さらに、旧公務員の法律関係を定めたドイツ基本法第一三一条<sup>(59)</sup>の施行法が一九五一年五月に公布されたことで、占領期に再雇用を達成できなかった元ナチに、新たな可能性が開かれた。その結果、一九五一年七月から五三年三月の間に、四万人に近い「第一三一条適用対象者」が、新たに連邦共和国の国家公務員となったのである。彼らの社会復帰は行政機関や経済活動における能率を上げ、戦後社会の再建に寄与した。となると、元ナチ党員や「同調者」らを新体制に統合した<sup>(60)</sup>ことではなく、特にナチ犯罪者や戦争犯罪人が影響力のある立場で再び発言権を手に入れた<sup>(61)</sup>ことこそが、腹立たしい事実であるといえようか。

元ナチは指導的地位へも復帰できた。殺人の疑いのある親

衛隊隊員が警察や憲法擁護庁へ、ヒトラー体制下の殺人裁判官が司法職へ、さらにはナチ人種法の公式注解の共同執筆者ハンス・グロプケが連邦首相官房へ、そして元ナチ党員が外務省へ、といった具合にである。また、かつてナチ党や親衛隊で中堅から上級の幹部だった者の八五パーセントもが、一九三三年以前に公務員であったか、またはナチ体制化で重要な地位に就いていた限り、完全なかたちで退職年金を受給することができた。その中には、一九四四年七月二〇日のヒトラー暗殺未遂事件の実行者に対する裁判で検事を務めたライヒ最高裁判所首席検事エルンスト・ラウツや、ヒトラーの下での司法相フランツ・シュレーゲルベルガー、そのほかあらゆるナチ法律家がいた。こうした人々のための退職年金支払い総額は、一九五八年の連邦予算のうち、連邦補償法に基づくナチ体制の犠牲者への賠償履行すべての額を約五割も上回るほどだった。

西側では、元ナチ党員が大量に社会復帰を果たしたことによって、公職における官僚主義的な連続性が広範囲にわたって再生産された。それにもかかわらず、また多くの人事決定は物議をかもしようなものだったのに、ドイツ社会の「再ナチ化」は起らなかった。再び雇用された人々は、ネオナチ的な政治活動を展開したのではなく、非政治的な「同調者」として、新体制に順応したのである。

一致団結した民主主義国家の形成は、住民のかなりの部分を永続的に締め出したままでは成就しえない。したがって、

ドイツを再建し、新しい秩序を確立するためには、元ナチ全員を長期にわたって締め出すという当初の非ナチ化構想は、非現実的極まりなく、挫折せざるを得なかった。連邦議会における三度の議論に見るように、多数派政党は圧倒的多数の「同調者」を組み込むことに力を注ぎ、秩序の安定化を目指した一方で、急進派は、従来の非ナチ化の欠点を槍玉に挙げ、世論の不満を代弁した。非ナチ化をはじめ、ナチの過去に関わる問題は、既にもう連邦共和国創設当初から、慎重な配慮を要する微妙なテーマだったのである。

#### 註

(1) 非ナチ化 (Ent-または Denazifizierung) という言葉は、アイゼンハワー將軍の政治顧問スタッフであった政治学者エルマー・プリシユケが一九四五年四月に創出した Denazification に由来する。広義にはドイツ社会からのナチズム一掃 (ナチ組織の解散、ナチ的法律の廃止、ナチズムに因んだ地名や道路名の廃止など) を意味するが、一般には狭義の目的である人事肅清を指す。

(2) „Report of Crimea (Yalta) Conference, 4-11 February 1945“, in: Beate Ruhm von Oppen (Hrsg.), *Documents on Germany under Occupation 1945 - 1954*, London, New York, Toronto 1955, S. 5.

(3) „Amtliche Verlautbarung über die Konferenz von Potsdam vom 17. Juli bis 2. August 1945“, in: Clemens Vollr-

hals (Hrsg.), *Entnazifizierung. Politische Säuberung in den vier Besatzungszonen 1945 - 1949*, München 1991, S. 8. 以下、フォロンハルスの著作は基本的にこの文献を指すものとする。

- (4) 即刻逮捕・收容されるべきナチ党幹部や政府・行政機関のメンバーの組織名・地位一覧および想定人数が示された。「Automatischer Arrest». Aufstellung des britisch - amerikanischen Oberkommandos (SHAFF) vom Oktober 1944, in: Vollhals, a. a. O., S. 238ff. リストに基づき、西側占領地区では四七年一月一日までにアメリカ占領地区で九五二五〇人、イギリス占領地区で六四五〇〇人、フランス占領地区で一八九六三人が收容された。Justus Fürstenau, *Entnazifizierung. Ein Kapitel deutscher Nachkriegspolitik*, Neuwied, Berlin 1969, S. 44.
- (5) Henric L. Wuermeling, *Die Weisse Liste. Umbruch der politischen Kultur in Deutschland 1945*, Berlin, Frankfurt/M, Wien 1981, S. 283ff.
- (6) 帝国官吏法公布以降新たに官吏となる者にナチ党への加入が義務付けられたため、それ以前の党員はより確信的なナチである、という考え方による。
- (7) 質問票は、ベルリンの米軍政府民政部非ナチ化担当官を中心に、英国情報部の協力で作成され、西側占領地区における非ナチ化の基礎となった。英仏占領地区で

適用されたのはロンドンで作成された初版で、アメリカ占領地区で用いられたのは初版をやや詳細にした第二版である。Wuermeling, a. a. O., S. 166f. ところで質問票は、西ドイツで二五万部以上売れるベストセラーとなったザロモン(一九〇二七二年)の小説で有名である。ザロモンは質問票の各項目に沿って自伝的に叙述しつつ、占領軍の図式的なやり方を辛辣に批判したが、その中で戦争に対する反省などは全く窺えない。

- (8) Ernst von Salomon, *Der Fragebogen*, Hamburg 1951.
- (8) Wolfgang Benz (Hrsg.), *Deutschland unter alliierter Besatzung: 1945 - 1949/55, ein Handbuch*, Berlin 1999, S. 115.
- (9) 例えばヘッセンでは官吏の約七五パーセントが、ニュルンベルクでは中級以上の公務員のほぼ全員が解雇され、バンベルク上級地方裁判所管轄区域では裁判官三〇二名のうち責任を問われなかったのはわずか七名のみであった。Lutz Niethammer, *Die Mittäterfabrik. Die Entnazifizierung am Beispiel Bayerns*, Berlin 1982, S. 186ff.
- (10) „Extracts from Control Council Directive No. 24: removal from office and from positions of responsibility of Nazis and of persons hostile to Allied purposes“, in: Oppen, a. a. O., S. 102-107.
- (11) この背景には「バイエルンのスキヤンダル」があった。

アメリカ占領地区の東部方面第三軍総司令官パットン將軍は、バイエルンを共産主義の影響力から守るために、米軍と協力関係を結びうる人物をも追放する非ナチ化を阻止したいと考えた。將軍が「非ナチ化はドイツの再建を阻んでいる」と批判したインタヴューがアメリカ本国の紙上に掲載されたことで、非ナチ化を重視してきたアメリカの世論が、將軍の解任と非ナチ化の厳格化を求めて高まる。さらに、初代バイエルン州首相フリッツ・シェーファー(CSU)が「軍政府の非ナチ化が一部で行政機構の麻痺状態を生じさせている」と苦情を訴えつづけたため、アメリカのジャーナリストに激しく非難された。こうした一連の事態を收拾するために作成・発令されたのが、米軍政府法令第八号であった。深川美奈「アメリカ占領下ドイツにおける非ナチ化政策の展開——『ナチズムと軍国主義からの解放のための法律』制定を中心に——」『年報 地域文化研究』第二号(一九九八年)、一九四—一九五頁参照。

(12) シュミット案では、非ナチ化委員会が法令の適用対象者(ナチ黨員、関連組織のメンバー、軍国主義者すなわち職業将校や高位の予備将校、ナチ体制支援者や受益者など)を個別審査し、活動の積極度に応じて「積極分子」、「やや積極的な者」、「同調者」の三つに区別し、積極分子には公職追放や選挙権喪失、財産没収な

どの懲戒処分によって社会的影響力を失わせ、やや積極的な者には嚴罰の後に社会復帰の道が開かれる。判定への異議申し立ても、第三審まで可能とされた。Zyethammer, *a. a. O.*, S. 264-267.

(13) 本拠はシュトゥットガルト。月に一度開かれ、全会一致の決議を原則とし、占領権力の方針にしたがって各州の立法・行政を調整する役割を担った。一九四八年九月三〇日に活動を公式に停止し、連邦共和国成立後の四九年一〇月二二日に最終会議が開かれた。

(14) 法案作成の経過については、下記を参照されたい。  
„Deutsche Pläne zur Säuberung“, in: *Neue Zeitung* (以下 NZ と略記) vom 21. Dezember 1945; „Entlastete“ ein neuer Begriff“, in: NZ vom 18. Januar 1946.

(15) 解放令に定められた非ナチ化対象者のカテゴリーおよびその処罰はひとつの雛型となり、四六年一〇月二二日に公布された管理理事会指令第三八号の文面によって全占領地区に受け継がれることになった。„Control Council Directive No. 38: the arrest and punishment of war criminals, Nazis, and militarists and the internment, control and surveillance of potentially dangerous Germans“, in: Oppen, *a. a. O.*, S. 168-179. また解放令は、フランス占領地区ではやや修正した形で発効し、イギリス占領地区では同年末の新たな規定の手本となった。



- (16) „Gesetz Nr. 104 zur Befreiung von Nationalsozialismus und Militarismus vom 5. März 1946“, in: *Vollhals, a. O., S. 262-272.*
- (17) 前述の質問票 (Fragebogen) は一三二項目、申告用紙 (Meldebogen) は一四項目だが、従来の研究においてこれらはしばしば同義的に扱われている。
- (18) 非ナチ化審査機関 (Spruchkammer) は非ナチ化のため、の専門機関。裁判所とは異なるが形態はそれに準じ、裁判長一名、陪席判事最低二名、検事の役割を果たす公訴人一名、さらに公訴人のもとで調査を行う捜査員適宜で構成され、各市・郡に最低一ヶ所設置することが定められた。
- (19) また解放令適用対象者とは、第一級「重罪者」、第二級「有罪者 (積極分子・軍国主義者・体制からの受益者)」、第三級「軽罪者」、第四級「同調者」、第五級「無罪放免対象者 (ナチ組織に所属していたが、ナチ暴力支配に対する積極的な抵抗に尽力し、それによって不利益を被ったことが証明できる者)」。制裁措置は、第一級・第二級に対する労働キャンプへの入所、資産の押収、政治的諸権利剥奪などから第三級・第四級に対する罰金刑にまで及んだ。
- (19) Agnes Blänsdorf, „Zur Konfrontation mit der NS - Vergangenheit in der Bundesrepublik, der DDR und in Österreich. Entnazifizierung und Wiedergutmachungsleistungen“, in: *Aus Politik und Zeitgeschichte*, B16 - 17 (1987), S. 7.
- (20) 法案作成者の見積もりでは法の適用対象者は住民の一角に満たない程度であったが、実際は申告用紙一三〇〇万部のうち約三〇〇万人が何らかの責任を問われることになった。Lucius D. Clay, *Entscheidung in Deutschland*, Frankfurt/M 1950, S. 290.
- (21) Hans Woller, *Gesellschaft und Politik in der amerikanischen Besatzungszone. Die Region Ansbach und Fürth*, München 1986, S. 120f.
- (22) Wuerneling, *a. a. O.*, S. 174.
- (23) 青少年特赦は、一九一九年一月一日以降の生まれの者 (つまりヒトラーの政権掌握時には若すぎて体制への抵抗ができなかった者) で、かつ第一級から第三級に分類されていない場合は制裁措置を免れ、また第二級・第三級に分類された場合も制裁措置の軽減がはかられる、さらに特赦の対象者は職業活動禁止も免れる、とし、クリスマス特赦は、第一級・第二級以外に分類された低所得者および戦争による身体障害者を特赦の対象とした。特に低所得者を特赦の対象としたことには「資産と政治的な責任とは無関係ではないか」との特務大臣らによる批判もあった。クレイ将軍はのちに、「大規模な特赦が悪人を逃し、(非ナチ化) プログラム全体の信用を傷つけてしまった」と振り返っている。Ed-

- ward Jean Smith (Hrsg.), *The Papers of General Lucius D. Clay, Germany 1945–1949*, Bloomington, London 1974, S. 578.
- (24) Clay, *a. a. O.*, S. 266f.
- (25) Fürstenau, *a. a. O.*, S. 91.
- (26) „Säuberung wird weiter gemildert“, in: *NZ* vom 28. März 1948.
- (27) Anna J. Merritt / Richard L. Merritt (Hrsg.), *Public Opinion in Occupied Germany. The OMGUS Surveys, 1945–1949*, Urbana, Chicago, London 1970, S. 93.
- (28) *Ebenda*, S. 32f.
- (29) *Ebenda*, S. 122. 尤も約半数(五一パーセント)は「ヒトラー政権を支持したことで少なくとも部分的には責任があることを認めている」。
- (30) *Ebenda*, S. 79f.
- (31) 例えば、戦後アンズバッハへ居を移し、当地の非ナチ化審査機関で代理裁判長を務めたエーファ・ライナーは、地域社会を熟知している陪席判事らが地元の状態に都合のいいよう取り計らうため、(余所者である)自分の意見を押し通すのが困難である、と地域社会のネットワークが非ナチ化に支障を来していることを軍政府に訴えている。Woller, *a. a. O.*, S. 149.
- (32) 敗戦直後のドイツ人の態度については、三島憲一『戦後ドイツ—その知的歴史—』(岩波新書、一九九一年)
- 一〇—一五頁を参照せよ。
- (33) „Schreiben des Ratsvorsitzenden der EKD, Bischof Wurm, an die Amerikanische Militärregierung für Deutschland vom 26. April 1946“, in: Vollhals, *a. a. O.*, S. 292–297.
- (34) Clemens Vollhals, „Die Evangelische Kirche zwischen Traditionswahrung und Neuorientierung“, in: Martin Broszat / Klaus-Dietmar Henke / Hans Woller (Hrsg.), *Von Stalingrad zur Währungsreform*, München 1990, S. 141.
- (35) „Landeskirche greift Säuberung an: US – Militärregierung kritisiert evangelischen Hirtenbrief in Hessen“, in: *NZ* vom 5. Februar 1948.
- (36) それぞれの抵抗運動グループが独自に練った構想として、「真つ当な人間かどうか」を基準に国の権力者や国家と民族の犯罪に加担した者全てに責任を問う秩序ある手続において裁く、とした保守派、ナチや戦犯の処罰に留まらず社会構造全体の変革を求める社会主義派などが挙げられる。いずれのグループもナチ体制打倒と主要ナチの処罰・追放という点では異論はなかったが、世界観の違いのため合意は不可能であり、それぞれの活動に留まった。
- (37) KPDの目指す非ナチ化はソ連占領地区で展開された非ナチ化の例のとおりである。

(38) Fürstenau, a. a. O., S. 167f.

(39) Ebenda, S. 170.

(40) Woller, a. a. O., S. 122.

(41) Niethammer, a. a. O., S. 525.

(42) ニュルンベルクでは四七年初めに非ナチ化審査機関への襲撃事件が相次いだ。またそのような事態を恐れて審査機関に警察官を配備する自治体もあった。Woller, a. a. O., S. 159f.

(43) Niethammer, a. a. O., S. 534.

(44) Elisabeth Noelle / Erich Peter Neumann (Hrsg.), *Jahrbuch der öffentlichen Meinung 1947 - 1955*, Allensbach 1956, S. 142.

(45) Bundestag - Berichte I, WP, 21. 9. 1949, S.36, 111, 112の参照は Norbert Frei, *Vergangenheitspolitik. Die Anfänge der Bundesrepublik und die NS-Vergangenheit*, S. 27.

(46) Ebenda, S. 55.

(47) Ebenda, S. 55f.

(48) 後に可決された勧告では、諸制限の廃止は一九五一年四月一日までと改められ、また罰金(贖罪金)・手続費用の非徴収案には非徴収金額の上限が設けられた。

(49) 旧アメリカ占領地区の終了法(第一級・第二級は対象外)公布は、ヘッセン州(一九四九年十一月)に始まりバイエルン州(一九五〇年七月)まで。旧英仏占領

地区においても、一九五〇年から五四年の間に公布された。Fürstenau, a. a. O., S. 233ff.

(50) FDPの得票率の伸びは、ノルトライン＝ヴェストファーレン州で五・九パーセントから一二パーセントへ、ヘッセン州で一五・七パーセントから三一・八パーセントなど。Frei, a. a. O., S. 62.

(51) Fürstenau, a. a. O., S. 228ff. ただし、旧イギリス占領地区については第一級・第二級の人数が公表されていない。

(52) 参考に、次に示すのは、一九五三年に実施された世論調査の結果である。

「自分自身または家族が非ナチ化によって不利益を被った割合」

〈最終学歴〉

小学校 一九パーセント

中等教育修了資格有 三一パーセント

高校卒業資格有・大学 四一パーセント

〈職業〉

自営または自由業 三三パーセント

公務員 三二パーセント

職員 二九パーセント

農場経営者 二四パーセント

労働者 一六パーセント

農業労働者 一三パーセント

## 〈月 収〉

二五〇マルク以下      一九パーセント  
 二五〇—三九九マルク    二〇パーセント  
 四〇〇マルク以上      三五パーセント

Vgl. „Die öffentliche Resonanz auf die Entnazifizierung. Umfrageergebnisse des Allensbacher Instituts für Demoskopie vom November 1953“, in: Vollnhals, *a. O.*, S. 335f.

(53) Frei, *a. a. O.*, S. 65.

(54) Peter Reichel, *Vergangenheitsbewältigung in Deutschland. Die Auseinandersetzung mit der NS – Diktatur von 1945 bis heute*, München 2001, S. 108f.

(55) Vollnhals, *a. a. O.*, S. 62.

(56) Niehammer, *a. a. O.*, S. 531.

(57) 一九四五年五月八日以後に職・生活保障の資格を失った旧国家公務員の法律関係を規定。「第一三一条適用対象者」には避難民や旧領土からの被追放民のほか、非ナチ化された者も含まれた。

(58) Conrad Taler, „Vertanes Erbe. Von der Deformation und der notwendigen Renaissance des Antifaschismus“, in: *Leviathan*, 2/1993, S. 259f.